

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御坊市の人口は年々減少しており、人口構造についても少子・高齢化が進み生産年齢人口減少により、様々な業種において人手不足が顕著となっている。産業構造は、第1次産業においては農業がそのほとんどを占めている。当地域は野菜・花き等の生産が盛んであるが、後継者不足や地域間競争による低価格・高付加価値への対応など農業を取り巻く環境はきびしい状況にある。また、第2次産業を製造業と建設業が2分しており、主要幹線交通体系から遠く離れた立地条件や地理的条件などの制約が長く続いたため大規模な企業の立地はなく、零細な地場産業が大半を占める。中小企業者の実態としては、経営基盤の弱い企業が多く、景気の影響を受けやすい状況にある。

景気回復の波及は一部の中小企業には見られるが、都市部と比較すると市内の中小企業者の改善には遅れが見られる。そこで、喫緊の課題である人口減少に伴う働き手不足に対応するため、作業効率や生産効率の向上を図るための生産基盤を構築する必要がある。

(2) 目標

御坊市では、産業振興促進計画を策定し、半島地域における新たな租税特別措置の適用に伴う内発的発展をはじめとする産業振興を効果的に推進している。しかし、市内の事業者は経営基盤の弱い中小企業が多いため、金融支援など経営支援を充実するとともに、産・官・学の連携により独自技術の育成に努め、高付加価値型産業への転換を促進している。そのため、競争力の強化を図り、中小事業者の生産性向上を促進し、企業経営の継続的な発展のため、本計画期間中、年5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

御坊市の産業は、製造業、小売業やサービス業など多岐にわたる業種・事業の中小企業が活動している。そのため、御坊市の経済・雇用を支える様々な分野の産業で広く生産性向上を図る必要がある。そのため、多様な業種・事業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化

法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備については、御坊市の地域経済の発展や雇用創出に直接寄与しないことから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

御坊市の産業は、市内の中心市街地また沿岸部から内陸部にかけて、広域に立地している。これらの地域で、広く中小事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

御坊市の産業は、製造業、小売業やサービス業など多岐にわたる業種・事業の中小企業が活動している。そのため、御坊市の経済・雇用を支える様々な分野の産業で広く生産性向上を図る必要がある。そのため、本計画において対象とする業種・事業は、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。